

令和5年4月入学者に係る入学料減免（徴収猶予）の実施について

各位

令和5年4月入学者に係る入学料減免及び入学料徴収猶予を、以下のとおり実施します。

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

令和5年4月入学の学部日本人新1年生及び令和5年4月編入学の学部日本人学生に対し、「高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」を実施します。

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

令和5年4月入学の大学院日本人学生（修士・博士・専門職大学院）・留学生（学部生及び大学院生）に対し、「北海道大学独自の入学料減免」及び「北海道大学独自の入学料徴収猶予」を実施します。

1. 申請書類の取得方法・提出期間等

配付開始日 令和5年2月1日（水）

取得方法 北海道大学ホームページからダウンロードし、印刷の上、使用してください。

○ トップ>学生生活>各種手続き・証明書>入学料・授業料

提出期間 **入学する学部・学院（研究科）等が指定する期間内**

- ※ 入学する学部・学院（研究科）等により提出期間が異なりますので、担当窓口を確認してください。
- ※ 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の申請期間は、入学手続き期間となります。学部編入生は、入学する学部の担当窓口を確認してください。

提出方法 入学する学部・学院（研究科）等が指定した方法

- ※ 学部新1年生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）は、入学手続き書類に同封してください。

2. 申請に係る補足事項

A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免

- ①令和5年4月入学の学部日本人1年生及び令和5年4月編入学の学部日本人学生（他大学等で高等教育の修学支援新制度による入学料減免を受けたことがある者を除く）で、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み、既に「奨学生採用候補者決定通知」または「給付奨学生証」を受け取った者、若しくは令和5年4月に日本学生支援機構の給付型奨学金に申し込む者は、「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」に申請することができます。
- ②高等教育の修学支援新制度は、「給付奨学金」「入学料減免」「授業料減免」の三つがセットになった制度ですが、**申請手続きは三つそれぞれ必要です**。「授業料減免」は令和5年3月に、「給付奨学金」は令和5年4月に、全ての手続きを行ってください。
- ③高等教育の修学支援新制度に入学料徴収猶予制度はありません。

<参考>

文部科学省：高等教育の修学支援新制度 特設ページ（大学生・高校生・保護者向け）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

B：北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）

- ①令和5年4月入学の大学院日本人学生・留学生（学部生及び大学院生）が申請できます。
- ②徴収猶予が許可された場合の入学料納入期限は、令和5年9月末とする予定です。

3. 決 定

- 申請者（学生）への判定結果に係る告知は、7月下旬に、本学ホームページ等により行う予定ですので、申請者は、入学する学部・学院（研究科）等の担当窓口にて決定通知書を受け取ってください。

※ 決定通知書を保護者へ交付することはありません。

4. その他

- 入学料減免（徴収猶予）申請者は、入学料の納入が猶予されますので、判定結果の告知があるまでは入学料を納入しないでください。**納入した入学料は、返還されません。
- 入学料が全額減免にならなかった者及び徴収猶予申請者は、判定結果の告知後、新たに発行する専用の振込用紙を使用し、入学料を納入してください。**納入期限までに入学料を納入しない場合は除籍となります。**
- 「B：北海道大学独自の入学料減免」に申請し、不許可または半額減免となった者は、徴収猶予を申請することができます。申請期間・申請方法は、入学料減免の決定通知書を受け取った担当窓口を確認してください。

令和5年2月1日 学務部学生支援課